

○新潟県民会館条例

昭和 42 年 10 月 14 日  
新潟県条例第 36 号

新潟県民会館条例をここに公布する。

新潟県民会館条例

(設置)

第 1 条 新潟地震の復興を記念して、県民の生活の向上と、教育、文化の発展に寄与するため、新潟県民会館(以下「会館」という。)を新潟市中央区 1 番堀通に置く。  
(平 19 条例 12・一部改正)

(事業)

第 2 条 会館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 施設の利用に関すること。
- (2) 講演、音楽、舞踊、演劇等の芸術文化事業の実施に関すること。
- (3) 教育、文化、産業等の資料の展示に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事業

(開館時間等)

第 3 条 会館の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

2 会館の使用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 大ホール、小ホール、会議室及び楽屋 午前 9 時から午後 10 時まで
- (2) ギャラリー及び情報ラウンジ 午前 9 時から午後 5 時まで  
(平 17 条例 72・追加)

(休館日)

第 4 条 会館の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 毎月第 3 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日」という。)に当たるときは、その直後の平日(日曜日及び祝日以外の日をいう。))
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日  
(平 17 条例 72・追加)

(開館時間等又は休館日の変更)

第 5 条 前 2 条の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間若しくは使用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(平 17 条例 72・追加)

(使用の承認)

第 6 条 会館の施設及び付属設備を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

- 2 知事は、次の各号の一に該当するときは、使用を承認しない。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
  - (2) 管理上支障があると認めるとき。
  - (3) その他知事が必要と認めるとき。
- 3 知事は、会館の管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。
- (昭55条例26・一部改正、平17条例72・旧第3条繰下)

(使用承認の取消し等)

第7条 知事は、前条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
  - (2) 第6条第2項第1号及び第2号の規定に該当するに至ったとき。
  - (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
  - (4) 使用の承認に付した条件に違反したとき。
  - (5) 災害その他の事故により会館の使用ができなくなつたとき。
- (平17条例72・旧第4条繰下・一部改正)

(使用料)

第8条 施設の使用の承認を受けた者は別表に掲げる使用料を、付属設備の使用の承認を受けた者は規則で定める使用料を納めなければならない。

- 2 使用料は、前納とする。ただし、知事は特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。
- (平4条例1・一部改正、平17条例72・旧第5条繰下)

(使用料の免除)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(平15条例45・追加、平17条例72・旧第6条繰下)

(使用料の不還付)

第10条 すでに納めた使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平15条例45・旧第6条繰下・一部改正、平17条例72・旧第7条繰下)

(原状回復)

第11条 使用者は、施設又は付属設備の使用を終了したとき(第7条の規定により

使用の許可を取り消されたときを含む。)は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(平 17 条例 72・追加)

(損害賠償)

第 12 条 故意又は過失により会館の施設、設備、器具等を破損した者は、その損害を賠償しなければならない。

(平 15 条例 45・旧第 7 条繰下、平 17 条例 72・旧第 8 条繰下)

(指定管理者による管理)

第 13 条 会館の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第 5 条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。

3 指定管理者による管理の場合における第 6 条及び第 7 条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平 17 条例 72・追加)

(指定管理者が行う業務)

第 14 条 指定管理者による管理の場合には、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 2 条各号に掲げる会館の事業の実施に関する業務
- (2) 第 6 条に規定する使用の承認に関する業務
- (3) 第 7 条に規定する使用承認の取消し等に関する業務
- (4) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(平 17 条例 72・追加)

(利用料金)

第 15 条 指定管理者による管理の場合には、第 8 条から第 10 条までの規定は、適用しない。

2 指定管理者による管理の場合には、使用者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

4 利用料金は、別表に掲げる施設については同表に定める額、規則で定める附属設

備については規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項の規定により利用料金を定めることが適当でないと認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができる。

6 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

7 指定管理者は、規則で定める事由に該当すると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

8 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める事由に該当すると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(平 17 条例 72・追加)

(指定管理者の指定)

第 16 条 第 13 条第 1 項の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な会館の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 会館の運営において、住民の平等利用が確保されること。
- (2) 会館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。
- (3) 会館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(平 17 条例 72・追加)

(指定管理者の告示)

第 17 条 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(平 17 条例 72・追加)

(実施規定)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭 57 条例 3・旧第 8 条繰下、平 15 条例 45・旧第 9 条繰下、平 17 条例 72・旧第 10 条繰下)

附 則

この条例は、昭和 42 年 10 月 16 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 4 月 1 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 4 月 18 日条例第 35 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際既に新潟県民会館条例第 3 条第 1 項の規定による使用の承認を受けた者に係る使用料については、改正前の使用料の額とする。

附 則(昭和 51 年条例第 39 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、昭和 52 年 3 月 31 日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和 55 年条例第 26 号)

- 1 この条例は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の新潟県民会館条例別表の規定は、昭和 56 年 1 月 1 日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 56 年条例第 2 号)

この条例は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年条例第 3 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年条例第 41 号)

- 1 この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の新潟県民会館条例別表の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 61 年条例第 51 号)

- 1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(平成元年条例第 3 号)

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年条例第 1 号)

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年条例第 6 号)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年条例第 9 号)

- 1 この条例は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 4 月 1 日前に使用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の新潟県民会館条例第 5 条第 1 項の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定により従前の例によることとされる使用料の額が改正後の別表注2中「午後6時」を「午後5時30分」と読み替えて同表の規定を適用した場合にこの条例による改正後の新潟県民会館条例第5条第1項の規定により算出される使用料の額(以下「改正後の額」という。)を超える場合には、前項の規定にかかわらず、平成11年4月1日前に使用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額は、改正後の額とする。

附 則(平成15年条例第45号)

1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。

2 この条例の公布の日前に使用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第72号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県港湾管理条例第20条の2の6第2項の改正及び同条第3項を加える改正、第2条中新潟県民会館条例第16条及び第17条を加える改正、第3条中新潟県立自然科学館条例第15条及び第16条を加える改正、第5条中新潟ふるさと村アピール館条例第8条及び第9条を加える改正、第6条中新潟ユニゾンプラザ条例第16条及び第17条を加える改正、第8条中新潟県万代島駐車場条例第10条及び第11条を加える改正並びに第9条中新潟コンベンションセンター等条例第15条及び第16条を加える改正は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第12号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第8条、第15条関係)

(平4条例1・全改、平9条例6・平11条例9・平15条例45・平17条例72・一部改正)

(1) 大ホールの使用料(全部使用の場合)

使用時間		使用料(円)						収容人員	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合						
			入場料が3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	入場料が5,001円以上7,000円以下の場合	入場料が7,001円以上9,000円以下の場合	入場料が9,001円以上の場合		
平日	午前	44,700	49,200	58,100	76,000	89,400	111,800	1,730人(オーケストラピットを使用する場合は1,648人、花道を使用する場合は1,710人)	
	午後	79,400	87,300	103,200	135,000	158,800	198,500		
	夜間	111,100	122,200	144,400	188,900	222,200	277,800		
	全日	227,500	250,300	295,800	386,800	455,000	568,800		
土曜日、日曜日及び休日	午前	67,100	73,800	87,200	114,100	134,200	167,800		
	午後	106,400	117,000	138,300	180,900	212,800	266,000		
	夜間	138,100	151,900	179,500	234,800	276,200	345,300		
	全日	292,600	321,900	380,400	497,400	585,200	731,500		
備考		準備、練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。							

(2) 大ホールの使用料(2階席を除く使用の場合)

使用時間		使用料(円)						収容人員
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合					
			入場料が3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	入場料が5,001円以上7,000円以下の場合	入場料が7,001円以上9,000円以下の場合	入場料が9,001円以上の場合	
平日	午前	31,300	34,400	40,700	53,200	62,600	78,300	1,136人(オーケストラピットを使用する場合は1,054人、花道を使用する場合は1,116人)
	午後	55,600	61,100	72,200	94,500	111,200	139,000	
	夜間	77,800	85,500	101,100	132,200	155,500	194,500	
	全日	159,300	175,200	207,100	270,800	318,500	398,200	
土曜日、日曜日及び休日	午前	47,000	51,700	61,000	79,900	93,900	117,500	
	午後	74,500	81,900	96,800	126,600	149,000	186,200	
	夜間	96,700	106,300	125,700	164,400	193,300	241,700	
	全日	204,800	225,300	266,300	348,200	409,600	512,100	

## (3) 小ホールの使用料

使用時間		使用料(円)					収容人員
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合				
			入場料が1,000円以下の場合	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	入場料が5,001円以上の場合	
平日	午前	5,630	5,920	6,200	12,200	16,000	300人
	午後	10,000	10,500	11,000	21,700	28,400	
	夜間	13,700	14,400	15,100	29,800	38,900	
	全日	26,500	27,800	29,100	57,300	75,000	
土曜日、日曜日及び休日	午前	7,980	8,380	8,780	17,300	22,600	
	午後	14,700	15,400	16,200	31,900	41,700	
	夜間	20,800	21,900	22,900	45,100	59,000	
	全日	39,600	41,600	43,600	85,800	112,200	
備考		<p>1 準備、練習又は後片付けのために使用する場合(2に規定する練習を目的として使用する場合を除く。)の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。</p> <p>2 練習を目的として使用する場合(引き続き練習以外の目的で使用する場合及び引き続き、又は同時に練習以外の目的で大ホールを使用する場合を除く。)の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の30パーセントに相当する額とする。</p>					

## (4) 会議室及び楽屋の使用料

区分	使用時間	使用料(円)	収容人員等	
会議室	談話室(A)	午前	8,290	
		午後又は夜間	11,000	
		全日	27,700	
	談話室(B)	午前	5,630	収容人員(円卓、いす使用) 10人
		午後又は夜間	7,310	2階 36平方メートル
		全日	18,700	
	第1会議室	午前	3,970	収容人員(机、いす使用) 42人
		午後又は夜間	5,160	2階 57平方メートル
		全日	13,300	
	第2会議室 第3会議室 第4会議室	午前	2,840	収容人員(机、いす使用) 24人
		午後又は夜間	3,590	第2会議室 2階 51平方メートル
			9,550	第3会議室 2階 51平方メートル
全日			第4会議室 2階 43平方メートル	
楽屋	午前	2,330	3畳和室付き	
	午後又は夜間	3,590	化粧台 2	
	全日	9,150	地下1階 26平方メートル	

第2楽屋	午前	2,330	化粧台 7
第3楽屋	午後又は夜間	3,590	第2楽屋 地下1階 23平方メートル
	全日	9,150	第3楽屋 地下1階 22平方メートル
第4楽屋	午前	2,840	化粧台 10
	午後又は夜間	4,400	地下1階33平方メートル
	全日	10,800	
リハーサル室(兼大部屋)	午前	3,680	地下1階 119平方メートル
	午後又は夜間	5,580	
	全日	13,000	
小ホール 第1楽屋	午前、午後又は夜間	2,670	化粧台 5
小ホール 第2楽屋	全日	6,800	中3階 21平方メートル
第1浴室	午前、午後又は夜間	1,730	地下1階 5平方メートル
第2浴室	全日	3,470	

(5) ギャラリーの使用料

区分	使用時間	使用料(円)		区割等
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
ギャラリー(A)	午前9時から午後5時まで	2,370 (1区割当たり)	3,730 (1区割当たり)	12区割 3階 579平方メートル
ギャラリー(B)	午前9時から午後5時まで	2,370 (1区割当たり)	3,730 (1区割当たり)	8区割 3階 412平方メートル
備考	準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。			

注

- 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当たりの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもつて入場料とする。
- 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後10時までを、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。
- あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120パーセントに相当する額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。